



事 務 連 絡

平成22年12月15日

各都道府県柔道整復業等業務担当者 殿

厚生労働省医政局医事課

施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用について

施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用について、近時、柔道整復業を営む者等から照会がなされることがあります。これについては、「施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用について（回答）」（平成15年9月9日付け医政医発第0909001号厚生労働省医政局医事課長通知）にあるとおり、検査自体に人体に対する危険性がなく、かつ、柔道整復師が施術に関わる判断の参考とする超音波検査については、柔道整復の業務の中で行われていることもあり、柔道整復師が施術所において実施したとしても関係法令に反するものではないものと解しているところです。

なお、診療の補助として超音波検査を行うことについては、柔道整復の業務の範囲を超えるものです。

貴職におかれては、本事務連絡の内容について御了知の上、必要に応じ、関係者等に周知方お願いします。

○担当

厚生労働省医政局医事課 藤本

